

○更生保護法

平成一九年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・行政機関等の保有する個人情報等の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成二八・五・二七法五）附則五条一四号（平成一九・二・二六までに施行）

（行政不服審査法の特例）

第九六条の二① この法律の規定による処分又はその不作為についての審査請求に係る行政不服審査法第三十八條第一項に規定する提出書類等又は同法第七十八條第一項に規定する主張書面若しくは資料であつて、行政機関の保有する個人情報保護に關する法律（平成十五年法律第五十八号）第四十五條第一項の規定により同法第四條の規定を適用しないこととされた同法第二條第三項に規定する保有個人情報に記載され、又は記録されたものについての行政不服審査法の規定の適用については、同法第三十八條第一項前段中「又は当該書面若しくは当該書類の写し若しくは当該電磁的記録に記載された事項を記載した書面の交付を求める」とあるのは、「を求め」と、同項後段及び同法第七十八條第一項後段中「閲覧又は交付」とあるのは、「閲覧」と、同法第三十八條第二項及び第七十八條第二項中「閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付」とあるのは、「閲覧をさせようとするときは、当該閲覧」と、同法第一項前段中「若しくは資料の閲覧」とあるのは、「又は資料の閲覧」と、又は当該主張書面若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記載された事項を記載した書面の交付を求める」とあるのは、「を求め」とし、同法第三十八條第四項及び第五項並びに第七十八條第四項及び第五項の規定は、適用しない。

② 略